

自然が生き活き、 人が輝く交流の郷 三好市 をめざして



はじめに

このたび、「三好市のまちづくり」の指針である「三好市総合計画」を策定してから5年が経過しましたが、この間、過疎化の進展や住民の（参画）意識の変化（高揚）等社会情勢の変化により、基本構想を実現するための基本計画についてより実現性の高いものとなるよう見直しを行いました。

基本計画は、基本構想を実現するための施策の大綱について、現状と課題を明らかにし、計画期間内に実施すべき必要な事項について総合的・体系的に示したものです。

三好市では、これまで、先人たちが培ってきたそれぞれの地域の特長・特性を生かしながら、三好市総合計画に基づき、「三好市まちづくり基本条例」の制定をはじめ情報通信基盤の整備、医療体制及び福祉の充実強化など、三好市の礎を築きながら、様々な施策に取り組んでまいりました。

一方、少子高齢化・人口減少、地球規模で顕在化する資源・環境問題、IT機器による情報のグローバル化、民族・国境のボーダレス化等、社会情勢は刻々と変化しております。加えて東日本大震災を教訓として、地域社会の「絆」を見直すと共に災害に強いまちづくりなど、地方は厳しい財政運営の中でもますます多様化する行政課題に立ち向かっていかなければなりません。

三好市は、基本計画に基づき、訪れた人が「また来てみたい」、「ここに住みたい」、そしてなによりも三好市民が「ここに住んでよかった」と思える、「自然が生き活き、人が輝く交流の郷 三好市」の実現に向け、市民と行政が協働し、本計画を着実に推進し、次の世代に引き継いでいけるよう全力で、スピード感をもって取り組んでまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しにあたりご尽力くださいました、総合計画策定審議会委員の皆様をはじめ、ご意見・ご提言をいただきました多くの皆様方に心より厚くお礼申し上げます。

平成25年3月 徳島県三好市長 俵 徹太郎

目 次

三好市総合計画の基本計画の中間年における見直しについて	1
1 現在の計画	1
2 制度の改正への対応	2
3 基本計画見直しの経過	3
踏まえるべき時代の潮流	4
1 人口減少と少子高齢化の進行	4
2 産業・経済の変化	4
3 高度情報化の進展・国際化の一層の進展	5
4 環境の価値の重要性	5
5 協働のまちづくり	5
6 価値観と生活様式の多様化	5
7 国際化の進展	6
8 地方分権社会への移行	6
三好市総合計画（平成20年度～平成24年度における取組状況）	7
三好市総合計画基本計画（平成25年度～平成29年度）	21
第1章 定住と交流を育むまちを目指して	22
第1節 土地利用の促進	22
第2節 交通体系の整備	26
第3節 生活環境の整備	29
第4節 情報通信網の整備	34
第2章 豊かで生き生き、安心・安全なまちを目指して	36
第1節 保健・医療の充実	36
第2節 福祉の充実	39
第3節 防災・安全体制の強化	51
第4節 自然環境の保全と活用	59
第3章 地域性を活かし魅力ある煌めくまちを目指して	62
第1節 学校・生涯学習の充実	62
第2節 産業の振興	72
第3節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興	83
第4章 住民参画を基本とした協働のまちを目指して	87
第1節 コミュニティ活動の推進	87
第2節 行財政改革の推進	91
資料編	95

三好市総合計画の基本計画の 中間年における見直しについて

1 現在の計画

総合計画とは、すべての行政活動の基本となる自治体の最上位計画であり、地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と定められていました。

地方自治法逐条解説によると地方自治法第2条第4項に基づく市町村の基本構想においては、市町村が存立している地域社会の特性に応じた、当該市町村の振興発展の将来図及びこれを達成するために必要な振興施策の大綱が定められるべきである。その内容は必ずしも画一的な基準による必要はないが、少なくとも、土地利用、福祉の向上、経済振興、それらのための基盤整備等や環境の整備、文化の充実等について基本的方向を明らかにするものであることが必要であると考えられる。しかし、これはあくまでも「構想」であるので、真に市町村における行政の総合的かつ計画的な行政を確保していくためには、この構想に基づいて、執行当局においてより具体的な計画（基本計画、実施計画）が策定され、それに従って個々の行政が行われていくような態勢がつくられることが必要であるとされています。

三好市は、基本構想案を平成19年三好市議会12月定例会に提出、同会議において可決されました。平成20年3月に制定した現三好市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されています。

基本構想

平成20年度を初年度とし、平成29年度までの10カ年とします。

三好市の位置づけと社会経済の状況、長期的な見通しなどを踏まえながら、市民の要望、時代の潮流、三好市が直面している課題等を検討し、基本とすべき理念や将来像、そして、それを実現するための施策の大綱を示すものです。

基本計画

計画期間は、基本構想と同じく10カ年としますが、社会・経済情勢等の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、中間年で見直しを図ることとします。

基本構想を実現するための施策の大綱について、現状と課題を明らかにし、計画期間内に実施すべき必要な事項について、総合的・体系的に示すものです。

実施計画

3カ年を計画期間として別途策定し、毎年見直しを行うとともに目標指標との連携を図って、総合計画の進行管理を行います。

基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を明らかにするものです。

2 制度の改正への対応

平成23年5月2日公布、同年8月1日施行の地方自治法の一部を改正する法律において、地方分権改革推進計画に基づく地方公共団体に対する義務付けの撤廃として、地方自治法第2条第4項は削除されました。このことにより、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなりました。この自治法改正前に議決された基本構想は無効ではありません。また、議決を経て基本構想を策定しなければならないという義務付けが無くなったことで、計画は任意に策定できると考えられます。こうした中、公益財団法人日本生産性本部が地方公共団体に対し平成23年3月に行った「地方自治体における総合計画の実態に関するアンケート調査」の結果の概要は次のとおりです。

40%超の団体で総合計画が行政運営に不可欠なものになっていない

依然として3層構造が定着している

約60%の団体で総合計画とマニフェストの関係が整理されている

総合計画と分野別計画の関係はあまり整理されていない

総合計画への住民参加が深化している

基本計画を議決している団体は20%に満たない

庁内では部門横断的に総合計画を策定している

70%超の団体で総合計画が条例化されていない

50%超の団体で総合計画は計画期間内に更新されていない

職員にはマネジメント能力が求められている

法改正を機に三好市総合計画そのものを見直していくなどの検討を庁内で重ねてきましたが、三好市は現在の総合計画に記載のある具体的な事務事業について、着実に推進しており、法定計画でなくなったとはいえ重要な位置づけに変わりないことから、議会の議決をいただいた現基本構想については、当初の予定どおり平成29年度までは管理していかなければならないと考えています。

3 基本計画見直しの経過

～ 8月	企画調整課内協議及び企画財政部長協議
9月～10月	市長協議
10月5日～19日	課（室）ごとにヒアリング作業を実施。（総務課、税務課、管財課、公園等管理準備室、危機管理課、秘書広報課、行革推進室、人事室、財政課、企画調整課、地域振興課、情報政策課、文化交流課、管理課、工務課、地籍調査課、農業振興課、林業振興課、農林土木室、商工政策課、観光課、水道課、保健医務課、長寿・障害福祉課、健康づくり課、地域福祉課、子育て支援課、環境課、三野病院、市民課、人権室、学校教育課、生涯学習課、文化財課、スポーツ健康課）
10月～11月	平成20年度から24年度までに行われた取り組み状況（事業）をまとめ、実績及び今後の方針を踏まえて、基本計画の「現状と課題」「基本方針」「具体的施策」「主要事業」を新旧対照表方式で見直す
11月	市報みよしにおいて、三好市総合計画策定審議会委員を募集
12月	副市長・部長・総合支所長協議
～ 1月	各課長等は所属部長と変更点について協議し、見直し内容を決定
1月22日	原案決定。原案は、パブリックコメント、総合計画策定審議会への諮問・答申後に調整し、基本計画として確定（平成25年3月）
1月30日～3月1日	パブリックコメントの実施。
2月6日	諮問及び第1回三好市総合計画策定審議会
3月28日	第2回三好市総合計画策定審議会及び答申
3月	答申を受け原案変更。基本計画の見直しの完了

踏まえるべき時代の潮流

わが国は、時代の転換期にあり、成熟社会へ移行するなかで、社会・経済情勢の変化は、めまぐるしいものがあります。三好市が、自らの責任と判断において自ら進むべき方向を定め、自ら実行できる経営力により力強く発展していくためには、時代の潮流を見据えながら、広域的、全国的、さらには、世界的視点から時代の流れがもたらすさまざまな課題に的確かつ柔軟に対応していくことが必要です。

1 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の総人口は、少子化を主因に伸びが鈍化してきており、21世紀初頭にピークを迎え、その後、人口減少局面に移行するとともに、平均寿命の伸長に伴い高齢化も一層進行することが予想されています。

平成22(2010)年、国勢調査による三好市の少子化(年少人口比率)は9.7%、徳島県12.3%、全国平均13.2%、また、(若年人口比率)は10.0%、徳島県13.7%、全国平均15.4%となっており、全国的に年少人口・若年人口が減少しています。これにより、社会活動の停滞を招き、まちづくりの活力低下につながることも危惧されています。さらに、三好市の高齢化(老年人口比率)は38.0%。徳島県26.7%、全国平均23.0%を大きく上回ることから、高齢者介護を取り巻く問題や医療、年金などの財政負担が増大し、行政サービスのなかで、その比重が高まることが推測されます。

このため、健康づくり体制の一層の充実や市民参画による地域福祉体制づくりをはじめ、安心して子どもを産み育てることができる支援体制の確立や、高齢者になっても元気で安心して生活できる環境づくりなど、すべての人々が生涯を託せる地域づくりが必要です。

2 産業・経済の変化

世界経済の現在の状況は、国際分業を進め、人・物・資本・情報の流れを速め、国境を越えた地域間競争を促進しています。こうした背景のもと地域の産業・経済は、多くの業種で再構築を求められる状況にあります。

農業は、安全で確かな農産物の生産と地域の特徴と個性ある商品の開発・普及が求められています。林業は今まで継承されてきた林業整備に加え、国民の自然志向の高まりを活用した新たな林業振興を目指すことが必要です。工業は、地域でこれまで培った技術力等の経験を活かし、独創的な技能を発揮した産業振興を進める必要があります。商業は多様化・高度化する消費者のニーズに対応したサービス提供が求められ、活気に満ちたまちづくりに貢献する商業地域の形成が重要です。また、農林業においては、担い手不足や就業者の高齢化が進行しており、若者が安心して継承できる新たな農林業の振興と環境づくりが必要です。

3 高度情報化の進展・国際化の一層の進展

ブロードバンド化の進展や情報通信機器、通信料金の低価格化を背景に急速に高度情報化が進展しています。高度情報化の進展は、人々の暮らしをより快適で豊かなものにし、新たな活動を創出するなど、社会活動を変革する重要な役割を担っています。情報通信技術の活用は、地域社会が抱えるさまざまな課題を解決し、あらゆる分野に効果をもたらす可能性を秘めています。このようなことから高度情報化に的確に対応するために情報基盤の整備と、これらを有効に活用した行政サービスの向上を図ることが求められています。

4 環境の価値の重要性

大量生産、大量消費、大量廃棄型の産業経済活動に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊、大気・海洋の汚染など、地球規模の環境問題が深刻化しているほか、国内でも放射能汚染、公共用水域の水質汚染、ダイオキシン、環境ホルモン問題等が指摘され、人々の環境保全に対する意識が急速に高まっています。三好市は、貴重な自然資源の宝庫です。この自然環境を市民の快適で安全な生活の場として、将来に向けて持続的に発展させていくためには、これまでの経済社会の仕組みや、私たちの暮らしそのものを見直すことが求められています。産業活動や生活のあり方など環境に負荷を与えないようにするとともに、地域の特性を踏まえた環境と調和する質的な充実に重点を置き、自然とともに共生していく循環型社会の形成が必要です。三好市の特質である豊かな自然環境を維持するとともに、より快適な環境を創造しながら、環境への負荷の少ないまちづくりを進め、優れた自然環境を次代に引き継いでいかなければなりません。

5 協働のまちづくり

地域の主体性に基づく自立したまちづくりが一層求められているなか、自分たちの地域は自分たちでつくるという気運が高まり、地域住民の手による特色あるコミュニティ活動や生涯学習などが進められ、地域課題の解決に向けた実践的な住民活動とともに、住民と行政との協働のまちづくりが活発化しています。また、まちづくりはハードからソフトへ転換し、安全で楽しく暮らせる仕組みを住民と行政が協働してつくる時代となっています。地方においては、過疎化、少子高齢化が進行し、地域を支えるコミュニティ活動等が弱体化しており、住民の主体的なまちづくりへの参加が強く求められています。今後においては、住民と行政が良きパートナーとして連携し、住民と協働したまちづくりを推進していくことが必要です。

6 価値観と生活様式の多様化

経済活動の成熟化に併せて、人々の価値観も生産中心主義、量的価値重視などの物資の豊かさから、生活、文化、環境、安全などの人間的・質的価値重視に移行し、自らの主体的で個性的な生き方を通して、生活の質を高め心の豊かさを求める方向へと変化し

ています。また、経済のソフト化等に伴い、雇用形態が多様化し、人々の就業意識や就業形態も多様化していくことが予想されます。三好市においても、こうした変化に対応して、生活の質的向上の視点を重視し、さまざまな分野でそれぞれの個性と創造性を発揮し、心の豊かさとやすらぎを実感できる社会を実現していくことが必要です。

7 国際化の進展

経済交流の拡大や情報通信網の発達などによる、距離と時間を越えた飛躍的な交流の拡大により、急速に国際化が進んでいます。国際交流においても、従来の経済交流中心から住民レベルの教育・文化・スポーツ等、さまざまな分野にわたる交流が活発化しています。今後においては、地球的視野に立って一人ひとりが、国際交流や国際協力、国際活動を展開していくような社会づくりが求められています。

8 地方分権社会への移行

地方分権は、行政の権限を住民に身近な市町村にできるだけ移し、地域自らがその実情に応じた行政を展開できるようにすることです。分権型社会では、市町村が地域の発展や住民の福祉の向上により大きな責任を持つことが求められています。また、自らの責任と判断で自ら進むべき方向を決め、重点的かつ具体的な施策を自ら実行することができる政策形成能力が強く求められています。また、権限の移譲により、事務量の増加や専門性の強化が要求されるため、地域の実情に即した行政サービスが展開できる体制づくりと、人材の育成・確保を図ることが重要です。さらに、まちづくりに住民一人ひとりが主体的に参加し、住民の総力を結集して、行政と住民の協働体制で取り組んでいくことが必要です。

年少人口比率：総人口に対する14歳以下の人口比率。

若年人口比率：総人口に対する15歳～29歳の人口比率。

ニーズ：必要性、要求、需要。

ブロードバンド：高速で大容量のデータ通信。

オゾン層：大気成層圏の、地上から10～15kmにあるオゾン濃度の高い層。生物に有害な紫外線を吸収する働きがある。

ダイオキシン：ポリ塩化ジベンゾダイオキシンの略。猛毒で強い催奇形性・発がん性を持つ。

環境ホルモン問題：内分泌かく乱化合物。

循環型社会：廃棄物の発生を抑制し、リサイクルできるものはできるだけ資源として利用し、どうしても使えない廃棄物は適正に処分することによって、石油や森林等の天然資源をできるだけ使わない、環境に優しい社会。

三好市総合計画

平成20年度～平成24年度における取組状況



三好市総合計画 《平成20年度～24年度における取組状況》

定住と交流を育むまち

1 土地利用の促進

中心市街地および集落の整備

都市再生整備計画事業	H19年度に認定された都市再生整備計画に基づき、「三好市総合体育館」から中心市街地や阿波池田駅間のアクセス道の整備及び周辺道路(8路線)において、カラー舗装整備を行った。	H20～H23 施行	工務課
コミュニティー助成事業	集会施設やコミュニティー活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援等に対して助成を行い、地域のコミュニティー活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与した。	H20 4件実施 H21 2件実施 H22 2件実施 H23 1件実施	地域振興課
景観保全事業	先人たちが培ってきた三好市の良好な景観を保全し、後世へ引き継いでいくため、景観行政団体として景観計画・景観条例を制定し、建築行為等に対して形態意匠ほかの制限を設けるとともに、市民に景観を保全する意識を醸成している。 景観・歴史的環境形成総合支援事業を活用し、歴史的建造物等（武家屋敷）の保存修理及び案内板の設置ほか周辺環境の整備（廃屋撤去）奥祖谷二重かずら橋（男橋・女橋）の架け替えを行い景観・歴史的資源の保存継承に努めた。 文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣から三好市歴史的風致維持向上計画の認定を得る。 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）を活用し、歴史的風致形成建造物の保存修理及び道路美化を実施し、良好な歴史的風致の維持向上に努めた。	H24 計画・条例施行 H21 1件実施 H22 3件実施 H23 1件実施 H22 計画認定 H23～H24 2件実施	企画調整課 企画調整課・観光課・東祖谷出張所 文化財課・企画調整課 企画調整課・観光課・東祖谷出張所
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の勾配が30度以上かつ高さが5m以上のがけ地で、人家に崩壊による災害から市民の生命を守るため対策事業を行った。	H20～H24 施行	工務課
道整備交付金事業	認定を受けた地域再生計画に基づき、地域における交通の円滑化や産業の振興を図るため市道13路線の効率的な整備を行った。	H20～H24 施行	工務課
集落支援包括事業の実施	限界集落対策（集落維持及び生活支援）として、自治会等に対する財政的支援を行い、住民主体の集落維持活動を支援した。	H22 計画 H23～実施	企画調整課
道整備事業	道路の交通の安全確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため道路の整備を行った。	H20～H24 施行	工務課
定住団地整備事業	若者の定住促進、市外への流出抑制、UJIターナー受入れのため、宅地を整備し分譲を開始した。 三野町加茂野宮地区 10区画 池田町シンヤマ地区 10区画	H20 加茂野宮施工 H21～H23 シンヤマ施工	地域振興課

定住と交流を育むまち

1 土地利用の促進

農林用地の保全・整備

県営農地防災ため池整備事業負担金 農業体質強化基盤整備促進事業 基盤整備促進事業 緊急危険箇所対策事業 県営広域農道 県営農免道路 中山間地域総合整備事業 県営広域農道	地域における農道、集落道、農業用排水路及び広域農道等の整備を行うことにより、それぞれの地域における農業経営の合理化、地域の生活環境基盤の向上に寄与した。	H20～H24 実施	農林土木室
新規就農総合支援事業	H24地域や集落単位で策定した「人・農地プラン」に基づき、青年の新規就農を図った。 「人・農地プラン」策定集落：1集落、青年就農給付金給付者：1名	H24～施行	農業振興課
耕作放棄地再生利用緊急対策事業	荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取り組みを総合的に支援した。 解消面積：H21 4.0ha、H22 7.5ha、H23 3.2ha	H21～H25	農業振興課
森林環境保全整備事業	森林の育成・保全を図るため造林事業（新植・下刈・枝打ち・除間伐等）を実施した。	H20～H23 実施	林業振興課
県単治山事業	自然災害等による土砂流出、法面崩壊の防止を図るとともに、住民の防災意識の高揚に資することができた。	H20～H24 施行	農林土木室

定住と交流を育むまち

2 交通体系の整備

道路の整備

社会資本整備総合交付金事業	秘境「祖谷」をはじめ、「にし阿波観光圏」を軸とした観光支援や広域化する緊急医療を支えるため、高速道路へのアクセスを含む交通ネットワークの強化を図り、安全・安心で活力ある地域を形成するため市道7路線の整備を行った。	H20～H24 施行	工務課
---------------	--	------------	-----

定住と交流を育むまち

2 交通体系の整備 公共交通システムの整備

公共交通システム整備	民間バス事業者に対し、路線維持のため補助金を交付した。また、地域公共交通総合連携計画を策定し、集落巡回バスの実証運行などを実施した。 鉄道事業者に対しては、駅ホームのユニバーサルデザイン化に対し、補助金を交付し、高齢者や障害者の利便性向上に寄与した。	H20～H24 バス事業者へ補助金交付 H22 公共交通総合連携計画策定 H21 鉄道事業者へ補助金交付	地域振興課
------------	--	---	-------

定住と交流を育むまち

3 生活環境の整備 良好な住環境の整備

ユニバーサルデザインのまちづくり推進会議設置事業	三好市が設置し、または管理する施設について、障害者、高齢者、妊婦や子ども連れの人など多様な人々が安全かつ容易に利用できる整備及び管理運営することを目的とするため、推進会議設置要綱を設置した。	H23.3 要綱設置	長寿・障害福祉課
三好市公営住宅等長寿命化計画の策定、実施	安全で快適な住宅ストックの適正な供給を長期間にわたり確保するための計画。良質な市営住宅等ストックの長寿命化、長期的な維持管理と予防保全的な観点による修繕や改善の実現、効率的かつ円滑な更新等を目的、内容としたもの。	H23年3月策定 H24年度～実施	管理課
市営住宅家賃等の滞納整理事務取扱要綱の制定	市営住宅使用料に滞納等があった場合の事務手続きを定め、公平かつ適正な徴収事務がスムーズに図られ、収納率の向上を推進するもの。	H21年7月 策定施行	管理課
移住交流センター	三好市定住交流支援サイトを立ち上げ、各種情報発信を行うと共に、空き家紹介の問い合わせ相談に対応している。	H21 ホームページ作成	地域振興課

定住と交流を育むまち

3 生活環境の整備 上水道・簡易水道の整備

水資源の安定確保	三野簡易水道水量拡張事業（東部水源地築造工事）を実施中、日量1,000の水資源を安定確保した。	H23 水源ポウリング調査 H24～H25 工事施工中	水道課
簡易水道 老朽管布設替事業	三野簡易水道で改良・布設替工事5箇所を施行した。 口径50～200 ・延長6,968.86m・給水戸数109戸	H20～H24施行	水道課
池田上水道 老朽管布設替事業	H20年度～H23年度19箇所、口径50～150のD C I Pを延長8,397.13m布設替を施行した。給水戸数510戸 消火栓32基	H20～H23施行	水道課
有収率の向上	H20年度有収率 75.35% H23年度有収率 79.10% 3.75%向上した。	H20～H23実績	水道課
簡易水道統合等・未普及解消事業	H20～H21川口簡易水道・国政29戸、重実20戸に水道未普及地域の解消事業を実施した。	H20～21施行	水道課
池田上水道拡張・未普及解消事業	H21～H22第12期拡張事業を実施し西山地区58戸150人に1日最大45の水を給水し未給水地域を解消した。	H21～22施行	水道課
飲料水施設設置補助金事業	27地区で飲料水施設の補助金を交付した。延べ給水戸数232戸・延べ給水人口500人。	H20～H24施行	水道課
水道事業経営健全化計画	経営健全化計画をH19年度策定し経営基盤の安定化を図った。	H19～H23施行 H24 策定	水道課
水道料金の設定・H24年度	H21年度料金変更・上水道・現行1,470円 1,680円とし210円の上昇率は14.28%。 簡易水道・それぞれ210円～280円上昇した。率は平均21.54%。	H24～施行	水道課
収納率の向上	H22年度から全国で収納とした。H23年度中3.3%コンビニでの収納となった。口座振替84.6%、納付書15.4%である。	H22～施行	水道課
集中管理システムの整備	井川地区簡易水道3施設を池田上水道林浄水場集中管理システムに統合した。	H24～施行	水道課

定住と交流を育むまち

3 生活環境の整備 下水道・浄化槽・農業集落排水の整備

浄化槽整備設置事業	公共水域の汚濁防止を目的とし生活排水処理基本計画に基づき浄化槽設置者に対し補助を実施。	H22生活排水処理基本計画策定 H24～ 施行	環境課
浄化槽市町村整備推進事業	市が実施主体となり実施。個人は国の基準設置工事費の一部と、使用料を負担する。維持管理等は市が実施（井川町は市直営、山城町はP F I方式）	H22 要綱策定 H24～ 施行	環境課
農業集落排水資源循環統合補助事業機能強化対策	汚水処理施設の臭気対策のため湿式オゾン脱臭機を1機設置した。農集汚泥肥料生産実績 H20 6.10 t、H21 8.45 t、H22 5.11 t	H21・H22 H20～	農業振興課

定住と交流を育むまち

4 情報通信網の整備

情報通信基盤・CATV網の整備

情報通信基盤の整備拡張	・市町村合併を視野にH17年度より情報通信基盤の計画実施 ・H18・19・20年度に全市CATV網（FTTH）整備 旧池田町を除くエリアにおいて全戸にFTTHを整備	H17～H20	情報政策課
地域・行政の通信基盤利用の促進	・情報通信基盤を整備し、各支所・学校においてネットワーク環境整備を実施 ・本庁・支所間において住民情報を扱う上で閉鎖されたネットワークを実現 ・各学校では高速インターネット利用を可能とした。 ・本庁・支所・出先機関及び一部集会所にテレビ会議システムの導入 ・観光地・駅前・公共施設などに公共無線LAN（フリースポット）を提供 ・観光地へのWEBカメラを設置しインターネット上に公開	H18～H20	情報政策課
通信基盤の有効活用	・H21年度において高齢者見守りサービスをIP化 ・本庁・各支所・出先機関に住民相談を目的としてテレビ電話機器を導入運用	H21	情報政策課
CATV事業の更なる展開を検討、行政情報・地域情報を市民が利用できる環境整備。安定した地デジ放送の受信環境を提供	・通信基盤の整備により市内各戸にFTTHによるCATVの普及（h24.4） ・テレビ・告知端末・IP電話のサービスを展開 ・CATVにより市議会中継を全戸に配信 ・2011年7月に地上デジタルに移行にもスムーズに対応、経過措置でアナログ変換を行いデジタル未対応テレビにおいても視聴可能とする ・地理的通信格差であったブロードバンド環境についてもCATVの整備により安定した通信速度においてサービスを展開 ・CATV網を活用し高齢者見守りサービスをIP化、さらにはIPの特性を生かし安否センサーを付加し大量の情報を収集することが可能となった ・H23年度よりCATVの運営・管理について池田ケーブルネットワークに委託し地域に密着したサービスの展開 ・コミュニティ放送などアーカイブインターネット上で閲覧が可能 ・FTTH未整備の池田エリアにおいてもFTTH移行を検討に着手	H18～	情報政策課
携帯電話の利用エリア拡大	H20年度山城エリア ドコモ網拡大（3地点） H22年度三野エリア ドコモ網拡大（2地点） H22年度山城エリア ドコモ網拡大（2地点） 通信基盤整備において敷設した光ファイバーを有効活用しNTTに余剰芯線の貸出	H20 H22	情報政策課
防災体制における通信基盤の効果的活用	・通信基盤を活用し、災害時の河川の状況を迅速に把握するため、WEBカメラを設置 ・火災発生時消防本部よりCATVで整備した告知端末への放送を可能にした。 ・J-ALERT（緊急地震速報）についてCATVで整備した告知端末への放送を可能にした。	H18	情報政策課
情報通信人材育成	情報政策課員のスキル向上のため研修会への参加及び、システム構築事業者からの享受	通年	情報政策課

豊かで生き活き、安心・安全なまち

1 保健・医療の充実

地域医療体制の充実

医療体制の充実強化	医師確保は、H24年8月より内科医1名増員できた。 整形外科医の確保については、徳島大学病院と徳島県病院局に働きかけている。	～H24	保険医務課
西部圏域医療情報ネットワーク整備事業	県西部の公立3病院とホウエツ病院を情報提供病院として整備し、地域の医療機関が参照できるシステムを構築すべく現在、計画を作成中である。	H23～24計画	三野病院
西祖谷山村診療所運営事業	H23年5月より医療法人川島会と医師派遣事業を実施、県からの医師派遣に加え医師の確保がより堅実なものとなった。 労災認定の医療機関、地域の中核的な医療機関として今後も運営を続けていく。	通年	保険医務課
東祖谷歯科診療所運営事業	地域の歯科診療所として今後も運営を続けていく。	通年	保険医務課
大歩危診療所運営事業	H23年度事業で建築した大歩危診療所をH24年4月に開所。地域に根差したかかりつけ医としての診療所としてできるだけ長く運営をしていく。	H24運営開始	保険医務課
移動支援事業（車両型）自立支援給付	障害者の方が、安心して医療機関への通院ができるよう、特殊車両による移動や、乗降時の介助などの支援を、障害者自立支援法に基づき実施。	H20～H24 実施	長寿・障害福祉課
三野病院入院棟改築工事	H23年3月からH24年3月にかけて入院棟改築工事が行われた。 H18年度に竣工した診療棟と合わせて全面改築が終了した。	H22～H23	三野病院
三野病院運営事業	病院の全面改築に伴い、H23年12月をもって結核病床を廃止し、一般病床のみ60床の病院となった。 県立三好病院、町立半田病院と連携した医療提携体制の整備	H20～H24	三野病院
三野病院医療機器等設備整備事業	臨床化学自動分析装置 デジタル超音波診断装置 人工呼吸器 リハビリ訓練用器械 CT	H21 H22 H23 H24	三野病院
三野病院MRI導入事業	H24年11月MRI稼動	H24	三野病院
三野病院電子カルテ導入事業	H24年3月電子カルテ導入した。 従来の紙カルテから電子カルテになり院内での医療情報の共有化がなされた。	H23	三野病院

豊かで生き生き、安心・安全なまち

1 保健・医療の充実 健康増進対策の推進

予防接種事業	疾病の発生や蔓延を防止するため予防接種を実施している。感染症予防に関する知識の普及や予防接種率の向上のための啓発を行っている。	H18から実施	健康づくり課
精神保健事業	心の健康づくり対策として、うつ病や自殺予防についての情報提供や、知識の普及啓発を図るため、地域住民との意見交換会の開催や、保健センター及び各総合支所に相談窓口を開設し、相談・支援を行っている。また、精神障害者の社会復帰、生活自立に向けたデイケア活動や交流会を開催している。	H18から実施 H21から徳島県地域自殺対策強化事業として実施	健康づくり課
健康増進事業	健康増進計画に基づき、市民の健康増進、疾病予防に対する知識の普及、自らの健康づくりに取り組めるよう相談支援を行っている。健康相談・健康教育・訪問指導などの実施を進めている。若い世代からの生活習慣病予防に関する啓発活動により、健康づくりに関心をもっていただくため、30歳代の方を対象にした「みそじ健診」を実施している。また、歯の健康づくりの推進のため、歯周疾患検診を節目検診として実施している。	H18から実施 H22健康増進計画策定 H22からみそじ健診実施	健康づくり課
栄養改善事業	食育推進計画を策定し、それに基づき、事業を実施している。ライフサイクルに応じた食育活動の推進を図るため、ヘルスマイトを養成し、地域における食育の普及啓発を行っている。	H22食育推進計画策定	健康づくり課
各種がん検診事業	健康増進法に基づく事業として実施している。婦人がん節目検診、大腸がん無料クーポン検診の国のがん対策推進事業の推進の他、肺がん・胃がん・前立腺がん検診の各種がん検診の受診率向上のための啓発を行っている。	H18から実施	健康づくり課
母子保健事業	母子保健法による妊産婦・乳幼児の健康づくりのための健診・相談・訪問指導を実施している。また、妊娠・出産・育児など安心して産み育てるための体制として、助産師相談窓口を開設し、妊産婦によりそった相談支援「よりそいさん事業」を実施している。 健診の充実と就学につなげる体制として、5歳児発達相談事業を開始し、幼児期の発達支援や保護者の相談に対応している。	H18から実施 H22から5歳児発達相談事業の実施 H23からよりそいさん事業実施	健康づくり課

豊かで生き生き、安心・安全なまち

2 福祉の充実 地域福祉の推進

地域福祉計画推進事業	H20年4月から実施された三好市地域福祉計画に基づき地域福祉の推進を図った。この計画により5年間に渡る重点プロジェクトに取り組んだ。また、H24年度にH25年度から実施の第2期三好市地域福祉計画を策定した。	H20～H24 第1期地域福祉計画の実施 H25～H29 第2期地域福祉計画の実施	地域福祉課
民生児童委員活動支援事業	地域の良き相談相手、行政とのパイプ役として、それぞれの単位民児協において事業計画を策定し活動している。その単位民児協の活動に対し、支援を実施した。	毎年度	地域福祉課
生活保護業務	生活に困窮する全ての人に対し、その困窮の程度に応じ保護を行いその最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長するための保護費等を支給する。	毎年度	地域福祉課

豊かで生き生き、安心・安全なまち

2 福祉の充実 高齢者福祉の充実

高齢者保健福祉計画策定	H24年3月に、H24年度からH26年度の3年間の第6次高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者が健康で生きがいをもって暮らし、できるだけ、要介護状態にならないための「介護予防」、住み慣れた地域で自立した生活を確保する「生活支援」を強化し、介護保険の対象とならない、在宅の高齢者に対して、保健、福祉におけるサービスを総合的に提供し、高齢者に住みやすいまちづくりを推進すべく計画を策定し、その計画に基づき事業を展開する。	H21.3 第5次福祉計画策定（H21～23年の事業計画） H24.3 第6次福祉計画策定（H24～26年の事業計画）	長寿・障害福祉課
三好市高齢者虐待対策会議	三好市高齢者虐待対応マニュアルを作成し、関係機関と連携し、虐待の早期発見、介入、支援を行うことにした。	H24.3 高齢者虐待マニュアル作成	長寿・障害福祉課
市長申し立てによる成年後見制度	判断能力が不十分であるために、法律行為における意思決定が困難な身寄りのない高齢者等の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目的とし、市長申し立てによる成年後見制度を実施している。		長寿・障害福祉課
三好市シルバー人材センター補助金	就労を希望する高齢者の就労機会の提供となる、シルバー人材センターの活用化を図るために補助金を交付する。	H18～	長寿・障害福祉課
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者を対象としたサロン活動の普及並びにレクリエーションを広め継続的な他者とのふれあいの場づくりと健康増進を目的とし実施する。	H18～	長寿・障害福祉課
生きがい活動支援通所事業	介護保険の対象とならない65歳以上の高齢者（高齢者世帯、日中独居）に対し指定の施設等への通所により交流を図りながら要介護状態にならないための予防を実施している。	H18～	長寿・障害福祉課
介護保険事業	介護保険事業は、効果的効率的な運営のため、みよし広域連合で実施しています。構成市町として、東みよし町と一体となって取り組み、介護保険制度の目標達成のために連携協力します。		長寿・障害福祉課

豊かで生き活き、安心・安全なまち

2 福祉の充実

障害者（児）福祉の充実

三好市第2期障害福祉計画（平成21年度～平成23年度） 三好市障害者基本計画（平成24年度～平成29年度）及び第3期障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）策定業務	障害者基本法及び障害者自立支援法に基づく業務で、基本計画は6年間、福祉計画は3年間の策定業務である。内容は、障害者（児）が地域社会で豊かで、安心・安全に日常生活が営めるよう、これまでの実績の確認と数値目標を設定しながら、今後、生活の場が施設から地域・在宅へと移行につながることを目標に計画を策定した。 事業実績 委託業者を選定し、計画策定委員会のなかで、県提供の情報、アンケート回答の集計結果、市内各種団体のヒアリングを基に協議・策定した。	三好市第2期障害福祉計画（H20 策定） 三好市障害者基本計画及び第3期障害福祉計画（H23 策定）	長寿・障害福祉課
障害者地域生活支援事業	障害のある方がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援給付以外に障害者地域生活支援事業において相談支援・権利擁護・自立と社会参加のための各サービス等について障害福祉計画において策定した。	第3期障害福祉計画（H23 策定）	長寿・障害福祉課
障害者地域生活支援事業	「ノーマライゼーション」の理念に基づき学校、職場、地域などあらゆる場面でともに生活していくことを支えるために、小・中学生並びに高校生の障害者支援施設への訪問（ふれあい学習、協賛事業、ボランティア活動）並びに市民による障害者スポーツ大会等のボランティア活動を促した。	H20～H24 全年度事業実施	長寿・障害福祉課
相談支援事業 自立支援給付	障害者自らが必要とするサービスを選択し、自立した生活を送れるよう、相談支援事業所の設置や各地域に相談員を配置して体制を強化。H24年度からは法改正により、障害福祉サービス利用者に対し計画相談支援の義務化や地域移行・定着支援も個別給付化され、障害者が地域で安心して生活していけるよう、より適切かつ総合的に支援できる体制がスタートした。	H20～H24 実施	長寿・障害福祉課
障害福祉サービス 介護給付（共同生活介護） 訓練等給付（共同生活援助）	障害福祉サービスの中に、地域社会で自立した日常生活が送れるよう支援するための障害者に対応した居住の場を提供する共同生活介護や共同生活援助サービスがある。内容としては、夜間や休日、共同生活を営むべき住居で日常生活上の支援をしたり、共同生活介護については入浴、排泄及び食事等の支援を行うものである。本人からの申請受付後、相談・調査のうえ、支給決定し、サービスを利用している。	H18年度～障害福祉サービス費については、介護給付費、訓練等給付費として、事業所に利用者の実績に基づき毎月支払いしている。	長寿・障害福祉課
身体障害者住宅改造費助成事業	重度身体障害者の方が在宅生活を円滑に行えるように住宅改造に要する費用の一部を助成した。事業の内訳としては、県補助基準額1件あたり90万で、県が1/3、市が1/3の助成。	H21・22・24年度実施（H20・23は該当無）	長寿・障害福祉課
（災害時要援護者支援事業） （要援護者システム）	災害時要援護者支援について関係機関協議した。要援護者システム等の運用検討を関係機関で協議。 在宅の要援護対象者台帳を作成。	H23 実施	長寿・障害福祉課
（障害者自立支援協議会）	障害者の地域生活支援の関係機関協議時に防犯に対する連携も実施。 協議会 年1回 定例支援会議 月1回 個別支援会議 随時	H23～協議会 H20～定例支援会議・個別支援会議実施	長寿・障害福祉課
自立支援給付 障害児通所給付 日中一時支援事業	在宅で生活する障害児の生活を支援するため、介護者の不在時や、負担軽減のため利用する短期入所のサービスや、放課後の居場所として利用する、児童デイサービスや日中一時支援事業を自立支援法に基づき実施。H24年度からは、児童福祉法を基本とし通所系サービスについて、県から市町村に実施主体が移行し、より見時間地域での支援体制となった。また、これまでのサービスに加え保育所等訪問支援が創設され、教育と福祉の連携がより一層推進された。また、障害者と同様に計画相談支援も義務化され、相談支援も充実。	H20～H24 実施	長寿・障害福祉課
相談支援ファイル作成事業	相談支援ファイル「エール」を作成	H23文部科学省委託事業	学校教育課
就学时健康診断事業	就学时健康診断を充実させ、内科歯科検診以外にも総合相談コーナーを設置し、就学前から就学への様々な相談を受ける体制	H20～実施	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業	特別支援教育支援員を小中学校に配置	H18～実施	学校教育課
障害者地域生活支援事業	三好市障害者定例支援会議を1回/月開催し、各関係機関（三好公共職業安定所含む。）と地域の障害者の実情や課題を把握し、意見交換しているが、その中で西部圏域の障害者の求職状況や雇用状況の情報を得ている。その情報を基に、主に就労支援事業所が本人の意向・適正を把握し、ケース会議を行う等して支援している。また、H24年度からは、就労支援部会を作り、関係機関の連携をより強化し、支援の充実に努めている。	H20年度～H24年度 月1回三好市障害者定例支援会議を開催 就労支援事業所については、障害福祉サービス給付費（就労移行支援）として事業所に利用者の実績に基づき毎月支払いしている。	長寿・障害福祉課
障害福祉サービス 訓練等給付（就労移行支援）	障害福祉サービスの中に、一般就労が可能と見込まれる65歳未満の障害者の就労機会の拡大を図り、職場の理解・働く意欲の向上を支援し、職場の定着に勤める就労移行支援サービスがある。このサービスの利用期間は1ヶ月～1年で標準利用期間は2年間である。内容としては、一定期間、職場適応援助者（ジョブコーチ）が職場に向いて障害者、事業主及び当該障害者の家族に対して、直接支援するものである。支援期間は、個別に必要な期間を設定するが、標準的には2～4ヶ月で、サービスが延長されれば最長1年6ヶ月まで延長可。 本人からの申請受付後、相談・調査のうえ、支給決定し、サービスを利用している。	H18年度～障害福祉サービス費については、訓練等給付費として、事業所に利用者の実績に基づき毎月支払いしている。	長寿・障害福祉課
障害福祉サービス 訓練等給付（就労継続支援B型）	障害福祉サービスの中に、一般企業等での就労が困難な障害者の福祉的就労の場を提供する就労継続支援B型サービスがある。内容としては、就労や生産活動の機会を提供するとともに知識及び能力の向上のための必要な訓練を行うものである。 本人からの申請受付後、相談・調査のうえ、支給決定し、サービスを利用している。	H18年度～障害福祉サービス費については、訓練等給付費として、事業所に利用者の実績に基づき毎月支払いしている。	長寿・障害福祉課

事業所の経営安定と障害者の収入の向上に向けた取り組みをする。	事業者に対する運営の安定化等を図る措置として、三好市障害者自立支援特別対策事業実施要綱に基づき、各種事業を実施している。障害者の就業に対しては、県、ハローワーク、障害者就業生活支援センター等と連携して、各種助成金の活用等により就業率の向上、継続をサポートし、収入の向上を目指している。	H20～H23 施行 事業運営安定化事業、移行時運営安定化事業、新事業移行促進事業、事務処理安定化支援事業） H24 施行 新体系定着支援事業）	長寿・障害福祉課
自立支援医療（更生医療）支給事業	18歳以上の身体障害者手帳保持者であって、疾病ではなく「障害」を改善または機能維持の効果が確実に期待できる医療に対する自己負担分を公費で補助する。	H18.4.1～ 施行（障害者自立支援法に基づく自立支援医療として）	長寿・障害福祉課
自立支援給付	障害者が日常生活や社会生活を営む上で必要なりハビリや訓練、生活に関する相談及び助言その他必要な支援等を通所させて実施。また、通所が難しいものや、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的と認められる者については入所サービスも併せて実施。	H20～H24 実施	長寿・障害福祉課
自立支援医療費（精神通院）受付事務	精神疾患を早期に発見し対応できるよう、専門医療機関との連携を図りながら、患者・家族が病態を正しく理解し適正な医療を受けられるよう支援するために自立支援医療（精神通院）がある。内容としては、精神障害者の適正な医療の普及を図るため、病院または診療所での通院による精神障害者の医療費を支給するものである。原則として医療費の1割を利用者が負担するが、世帯の所得水準によってひと月あたりの上限額が設定される。市は本人から交付申請受付後、県に申請書類を達し、県から自立支援医療受給者証が交付されれば申請者へ通知、交付を行った。	H18～ 精神通院医療は県が実施主体（事業費は県負担）であり、県が支給決定を行っている。	長寿・障害福祉課
障害者地域生活支援事業	障害者を取り巻く現状や、市の基本理念である「地域における障害者の自立と社会参加」を実現するために掲げている施策を広く周知すること、また、障害者やその家族の相談窓口や聴覚障害者等に意識疎通の円滑化を図るためのコミュニケーション支援事業を周知するために広報事業をした。 三好市第2期障害福祉計画 三好市障害者基本計画及び第3期障害福祉計画のホームページ掲載 三好市障害者相談支援事業及びコミュニケーション支援事業の市報掲載 三好市身体障害者相談員及び知的障害者相談員名簿の市報掲載	H21ホームページ掲載（三好市第2期障害福祉計画） H24ホームページ掲載（三好市障害者基本計画及び第3期障害福祉計画） H20～H24 H24	長寿・障害福祉課
障害者地域生活支援事業	コミュニケーション支援事業については、手話通訳・要約筆記者の派遣、手話通訳士の設置、手話奉仕員の派遣などを実施した。 奉仕員養成研修事業については、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を要請した。 スポーツ・レクリエーション活動については、各種大会を開催した。 共に社会福祉協議会に委託 * 関与の推進支援については、広報等で周知したり、関係機関から声かけをした。	H20～H24 長寿・障害福祉課の窓口に手話通訳士を設置 聴覚障害者を対象とし、日常生活や県内の各種合等々に派遣した。 講習会を年間を通して定期的に実施 三好市・東みよし町合同障害者スポーツ大会1回/年開催 グランドゴルフ大会、フライングテイク大会、ベタック大会について1回/年開催	長寿・障害福祉課

豊かで生き生き、安心・安全なまち

2 福祉の充実

児童福祉の充実

東祖谷統合保育所新築事業	東祖谷地区の柘之瀬・落合保育所を統合し、東祖谷小・中学校隣接地に東祖谷保育所を開設した。	H21～H24.8 事業実施 H24.9 開所	子育て支援課
放課後児童クラブ室整備事業（山城放課後児童クラブ増築）	山城小学校・幼稚園に在学（園）する児童のうち、放課後保育に欠ける児童の健全育成を図るための施設整備（増築）を行った。	H23.3～H23.10 事業実施 H23.11 供用開始	子育て支援課
放課後児童クラブ室整備事業（放課後児童クラブ移転）	施設の老朽化（S43年建築木造平屋建て）に伴い、隣接する小学校ランチルームを改築し移転した。	H23.5～H24.6 事業実施 H24.7 供用開始	子育て支援課
保育所耐震化事業	市内公立保育所のうち、S57年以前に建築された施設（東祖谷地区2保育所除く）の、池田第一・三野・王地保育所の耐震診断及び耐震化工事を実施した。	H21.8～H24.6 事業実施	子育て支援課
放課後児童クラブ室整備事業（放課後児童クラブ耐震化）	市内放課後児童クラブのうち、S57年以前に建築された施設（大野除く）の、芝生・池田放課後児童クラブの耐震診断及び耐震化工事を予定。	H24.8～H26	子育て支援課
子育て支援センター耐震化事業	S57年以前に建築された子育て支援センターの耐震診断及び耐震化工事を予定。	H24.8～H26	子育て支援課
保育所障害児受入事業	障害児の保育園への受入れの促進を図るため、受入を公立保育所から私立認可保育園へ拡大。	H22.4から実施	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の家族が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう登録された会員相互援助する事業を東みよし町と共同で設置した。	H24.1～7 準備 H24.8 実施	子育て支援課
放課後児童クラブ室整備事業（放課後児童クラブ開設）	放課後保育に欠ける児童の健全育成を図るための施設整備（新規開設）を行った。 池田地区3箇所、山城地区1箇所、東祖谷地区1箇所 計5箇所	H20.4 1箇所開設 H21.4 1箇所開設 H22.10 1箇所開設 H23.4 2箇所開設	子育て支援課
保育所一時保育事業	児童福祉法改正に伴う、一事保育事業実施要綱を制定した。	H22.4 制定	子育て支援課
保育所保育時間延長	保護者のニーズにより、土曜保育時間の延長を実施した（上名保育所）。	H22.10から実施	子育て支援課
保育料徴収事業	多子世帯の保育料負担を軽減するために、同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園等利用している場合において、3人目以降について無料とした。	H21.4から実施	子育て支援課
保育料徴収事業	子育て世帯の経済負担を軽減するため、3歳未満児の徴収区分3・4階層を細分化した。また、同一世帯で18歳未満の子どもが3人以上いる場合、3番目以降の3歳未満の子供が保育所に通っている場合、保育料は1/2、第4子以降は無料とした。	H22.4から実施	子育て支援課

豊かで生き活き、安心・安全なまち

3 防災・安全体制の強化
防災対策の充実

三好市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、三好市地域防災計画を策定。	H20年3月策定 H21 運用 H24 見直し作業中	危機管理課
消防団の活性化	H21.4井川町消防団に機能別分団設置 H24.4三好市消防団全分団に機能別団員制度を導入	H18から随時	危機管理課
消防団の連携強化	常備とは常に交流していた 自主防内に消防団員が多数いる	H18から随時	危機管理課
自主防災組織育成事業	住民組織を単位とした自主防災組織結成の推進及び地域防災力の強化（防災訓練・防災講座）の取り組みを実施 H20年度末65.22%（組織率） H21年度末75.25%（組織率） H22年度末87.22%（組織率） H23年度末88.57%（組織率）	H18～	危機管理課
消防車両の計画的配備	消防車両配備計画を作成し、計画的に更新配備中 H20積載車2台、H21積載車3台、H22積載車3台、H23積載車（固定配管）2台、H24積載車3台	H19から随時	危機管理課
消防水利の整備	市内の水利状況は調査中 水利の不足するところに水槽を設置 H20 5基、H21 11基、H22 6基、H23 3基、H24 1基	H19から随時	危機管理課
防災行政無線のデジタル化	防災行政無線にこだわらず、コストや使用条件等を考慮し、よりよい情報伝達手段を模索中	H18から随時	危機管理課
災害用備蓄物資	災害時に備えて、防災倉庫及び各総合支所等に飲料水、主食、毛布等を配備	H18から随時配備	危機管理課
災害時相互応援協定	H20年度 県立高校3校と協定締結 H21年度 観音寺市、四国中央市、サントリーフーズ（株）と協定締結 H22年度 （株）サークルKサンクス、建設業界三好支部と協定締結 H23年度 三豊市、四国地方整備局、（有）花家ホテルと協定締結 H24年度 徳島県8市と協定締結	H18から随時検討	危機管理課
災害時要援護者福祉避難所の設置	災害時に指定避難所での避難生活において特別な配慮を要する、高齢者及び障害者等の災害時要援護者を、社会福祉施設等を利用した福祉避難所に受け入れることにより、安定した避難生活を確保する。	H23 市営3施設を指定 H24 民間7施設と協定締結	危機管理課 地域福祉課
災害時要援護者支援システム導入	災害時要援護者に関する情報（住居・支援者・緊急連絡先等）を庁内の横断的な組織で共有・管理し要援護者一人ひとりに対して自助・共助を基本とした避難支援プランを策定するためのシステムを導入した。	H23	危機管理課 地域福祉課
災害時要援護者支援対策審議会の設置	災害時の避難等に支援を必要とする者の支援に関する計画の策定及び見直しに関し必要な事項について調査、審議する。	H24 施行	危機管理課 地域福祉課

豊かで生き活き、安心・安全なまち

3 防災・安全体制の強化
防犯・交通安全対策の充実

交通安全広報・啓発事業	三好警察署および交通安全協会などの関係機関（団体）と連携し、毎年、実施される各種主要運動や交通安全教室等を通じて交通安全広報・啓発活動の実施	H18～	危機管理課
防犯対策事業	三好警察署および地域の安全を守る会などの関係機関（団体）と連携し学校の登下校時の青色防犯パトロールや街頭においての街頭犯罪抑止活動等の各種啓発活動の実施	H18～	危機管理課
交通安全施設対策事業	交通環境の改善を行い、交通事故の防止を図り、あわせて円滑な交通を確保するため、安全施設、道路付属物等の整備を行った。	H20～H24 施行	工務課

豊かで生き活き、安心・安全なまち

4 自然環境の保全と活用
循環型社会の推進

環境・エネルギー教育推進事業	環境・エネルギー教育推進の一環として、各学校が目標を設定し、その成果を内部評価する「学校版環境ISO」「新学校版環境ISO」認証校を設置した。 H22～24年度認証校 （箆蔵小・馬路小・川崎小・山城小） H22～24年度認証校 （池田小・白地小・小・政友小） H24年度認証校 （王地小・芝生小・三縄小・大野小・下名小・西井川小・井内小・東祖谷小・榛生小・吾橋小）	H22～実施	学校教育課
ごみ処理対策	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定する一般廃棄物処理計画（実施計画）を作成。5カ年計画とし、ごみの大幅な減量を目指す。	H24～	環境課
ごみ分別出前講座	自治会・各種団体などに対し、ごみの分別指導を現地に出向き実施する。	H22～	環境課
池田一斉清掃の実施・ボランティア等による環境微意化運動の推進	池田町内（一部）の公共の場所について、市民参加による一斉清掃の実施 吉野川・銅山川等のボランティアによる河川清掃への後援		環境課
森林整備加速化・林業飛躍事業	地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策と、木材や木質バイオを利用した低炭素社会の実現を目指し間伐から木材・木質バイオマス利用までの支援を国の補助金を使った基金で実施	H21～H24実施	林業振興課

豊かで生き生き、安心・安全なまち

4 自然環境の保全と活用 自然エネルギーの活用

バイオマスタウン構想の推進	三好市バイオマスタウン構想推進協議会を立ち上げ、「木質」「菜の花」「廃棄物」「ヤトロファ」について実用化を検討してきた。 BDF燃料を一部の公用車に用いることで、二酸化炭素排出を抑制した。	H21～	環境課
緑の分権改革推進事業 (小水力発電実証調査)	中山間地が保有する小規模農業用水を活用した小水力発電の実証調査。	H21 繰越	企画調整課
住宅用太陽光発電システム設置補助金事業	住宅用太陽光発電システムを導入する家庭に、70,000円/1kwの補助金を交付した。	H21 実施	企画調整課
地域バイオマス利活用交付金事業	「三好市バイオマスタウン構想策定委員会」を設立し地域資源の調査や先進地視察を行い4本の柱(木質バイオマス利用プロジェクト 廃棄物資源プロジェクト 三好市菜の花プロジェクト ヤトロファプロジェクト)を軸とした「三好市バイオマスタウン構想」を策定。木質バイオマス利用プロジェクトにおいて、搬出間伐材・林地残材等を利用した温泉施設ボイラー等の設置検討を行い、設置の方向に進めている。	H21年3月 三好市バイオマスタウン構想策定 H22～H24 検討・協議	林業振興課
ハイブリッド車両の導入	二酸化炭素排出量を抑制する為、環境負荷の低いハイブリッド車両を6台導入した。	H21～H24 実施	管財課

地域性を活かし魅力ある煌めくまち

1 学校教育・生涯学習の充実 学校教育の充実

三好市教育振興計画策定事業	平成21年度から30年度までの10年間における三好市の教育行政・教育活動の指針となる「三好市教育振興計画」を策定した。	H20策定	学校教育課
教職員指導力向上事業	教育委員会指導主事及びエドバイザー制度の活用を図り、教職員の指導力の向上を図る。 エドバイザー制度により、全小中学校に各学期ごとに1回、エドバイザーを派遣し、授業参加、教諭の指導及び学校経営等の指導・助言を行い、教職員の指導力向上を図った。	H20～エドバイザー制度を設置 H23～教育指導主事制度を設置	学校教育課
適応指導教育事業	適応指導教室(そよげ学級)を設置 小中学校へ臨床心理士を派遣し、教育相談を実施	H18～実施	学校教育課
外国人指導助手派遣事業	外国人英語指導助手を各地域ブロックごとに配置し、中学校の英語授業の助手として活用。また、市内の小中学校にも派遣。	H18～H23 7名 H24 6名	学校教育課
特別支援教育適正化事業	心身に障害をもつ幼児・児童・生徒の就学を適正に行うために、医師等専門家による就学指導委員会を設置	H18～実施	学校教育課
開かれた学校づくり推進事業	学校評議員における学校評価システムを確立し、開かれた学校づくり及び信頼される学校づくりを推進。 オンリーワンスクールの実現については、学校評価を適正に行い、年次的、計画的、継続的に実施。 教職員が年間目標を設定し、その達成を図るとともに、職務遂行状況を評価することにより、教職員の育成や能力開発ならびに学校組織の活性化を図る。 「とくしま教育の日」や「教育週間」等の各種行事を通して、学校に対する地域の理解を深め、学校支援体制を強化する。 学校や地域の実態を反映した実施計画を作成し、地域住民が参加する授業の実施や学習の成果の発表など、家庭や地域との連携を深め、開かれた学校づくりを推進する。	H21～学校評価制度 H20～23 申告による自己評価試行 H24～資質向上プログラム H20～24 実施	学校教育課
学校安全推進事業	交通安全指導や防災教育の徹底を図り、安心して安全な学校づくりの推進 スクールガードリーダーを活用した交通安全指導を全校で2回実施 各校において年数回の防災訓練実施 学校災害マニュアル(震災編)の策定 子どもを犯罪から守るため「子どもを守る110番の車」カードを作成し、学校守主体で車の窓ガラスに張り付け犯罪の抑止推進	H21～23 H20～ H23策定 H24～実施	学校教育課
子どもの進路指導事業	各中学校に進路指導補助金を交付し、生徒の能力と希望に応じた進路指導の充実	H18～実施	学校教育課

地域性を活かし魅力ある煌めくまち

1 学校教育・生涯学習の充実 生涯学習の充実

三好市民大学講座の開設	市民が容易く学習できる場として、本誌民大学を開設し、受講生の増加を図っている。	H21～ 実施	生涯学習課
中央図書館移転 公民館施設修・改善	生涯教育施設として設備、内容の充実と運営維持を図っている。	H21～(図書館移転) H19～ 実施	生涯学習課
三好市学術文化学会の開設	市民のより高度な学習意欲を満たすために専門的知識の講座を開設した。	H23～ 実施	生涯学習課
公民館活動促進事業	「いつでも、どこでも、だれでも」が学べる生涯学習施設の中核として公民館活動に取り組んでいる。	H19～ 実施	生涯学習課
図書管理システムの統合	市内の図書館・室をネット回線で接続し、貸し借りの利便性向上を図り、合わせて読書人口の増加を図っている。	H20～ 実施	生涯学習課
三好市青少年育成センターの設置	青少年の健全な育成を図るため、補導活動、相談活動の充実を図り青少年の非行防止と健全育成を促進する。	H23～ 設置	生涯学習課

地域性を活かし魅力ある煌めくまち

1 学校教育・生涯学習の充実
人権教育・啓発の推進

人権教育推進事業	三好市民の人権を尊重する意識の向上を図るため三好市人権教育推進協議会を中心として人権教育・啓発を推進している。	H19～ 実施	生涯学習課
いじめ相談カード事業 （いじめ相談ホットライン事業）	いじめられて悩んでいる児童・生徒が直接相談できるようにカードを作成し、市内児童・生徒全員に配布	H24作成	学校教育課
人権問題講演会	市民の人権意識高揚のため、講師（前川裕美）による講演を実施（参加者約200名）	H23実施	人権室
職員人権研修	職員の人権意識改革と資質向上を目指し、新規採用職員の同和問題研修（年1回）全職員を対象に人権研修（年2回程度）実施	H20～H24実施	人権室
あいぼーと徳島（人権教育啓発推進センター）指導者養成事業	人権教育啓発推進センターの主催による指導者養成講座等への参加	H20～H24実施	人権室
人権啓発活動地方委託事業 三好市人権擁護委員会事業	・法務省主管の委託事業により、市内小学校において「人権の花」啓発活動及び人権講演会の実施 ・人権擁護委員の資質向上のための研修会の実施	H20～H24実施	人権室
分野別NPOのネットワーク化支援委託事業	県、市、市女性協議会による「男女共同参画の未来を考えるシンポジウム」の開催	H23実施	人権室
人権教育推進講演会	市教委と共催での障害者の人権に関する講演会の実施（年1回）	H20～H24実施	人権室

地域性を活かし魅力ある煌めくまち

2 産業の振興
農・林・商・工業の振興

農業

認定農業者連絡協議会	三好市地域農業再生協議会における構成員 会員数 75人（H24.3.31現在） 毎年総会開催（H24.5.11）		農業振興課
集落支援包括事業 （侵入防護柵整備事業・緩衝地帯整備事業）	侵入防護柵整備事業 有害鳥獣から田畑を守るために侵入防護柵等を設置する自治会等に設置経費の4/10以内で補助金（市4/10）、H23年度12集落 緩衝地帯整備事業 有害鳥獣が隠れやすい緩衝地帯を地主等の承諾を得て整備する自治会等に10aあたり3,000の補助金（年1回上限100,000）、H23年度1集落	H23～	農業振興課
鳥獣被害防止対策事業（国補）	集落ぐるみで「鳥獣害防止対策組織」を結成し、受益農地が3戸以上必要 一体的な設置による維持管理が必要で、効果に対する検証と費用効果の検証が必要（国85/100） H22年度3集落、H23年度5集落	H22～	農業振興課
徳島県単独鳥獣対策事業	3戸以上の農業者による組織団体が申請主体となり、3戸以上の受益農地が必要補助対象事業費が500,000以上で、補助額の上限が1,334,000（県4/10） H22年度2団体		農業振興課
市農林水産業振興事業（鳥獣対策事業）	集落ぐるみで結成された「鳥獣害防止対策組織」が申請団体となり、2件以上の受益農家が必要 事業費の制限はなく予算の範囲内（市4/10） H22年度6団体、H23年度4団体		農業振興課
緊急雇用鳥獣害対策追払い事業	発信機による二ホンザル生態調査（テレメトリー）、捕獲檻の管理、集落への鳥獣害対策の指導 H23年度 計10名		農業振興課
中山間地域等直接支払事業	農業者が管理する農用地について、面積、地目、傾斜等により交付金を交付した。（国費1/2 県費1/4 市費1/4） 第2期＝H17～H21 H20協定数107協定（1,739人）、協定面積696ha H21協定数 107協定（1,738人）、協定面積 700ha 第3期＝H22～H26 H22協定数60協定（990人）、協定面積313ha H23協定数 61協定（1,105人）、協定面積 317ha H24協定数 61協定（1,110人）、協定面積 320ha	第2期 H17～H21 第3期 H22～H26	農業振興課
農地水環境保全向上対策事業	農地・農業用水等の保全活動を行う集落等に対して交付金を交付した。地目、面積により交付額が決まる。（国費1/2 県費1/4 市費1/4） H20～H23 協定数3地区 面積13ha H24協定数2地区 面積11ha	H20～	農業振興課
環境保全型農業直接支援対策事業	エコファーマーが販売を目的として生産を行う農業者等が農業環境規範に基づき点検を実施していることに対し交付した。取組面積により交付金が決まる。（国費1/2 県費1/4 市費1/4） H24申請者数 4戸 面積111a	H24～	農業振興課
とくしま強い農林水産業づくり事業	各生産組合が事業主体となって実施する事業に対して補助金（県4/10 市1/10）を交付した。 H20 4団体、H21 4団体、H22 6団体、H23 3団体	H20～H23	農業振興課
新規就農総合支援事業	「人・農地プラン」を策定した集落や地域内の新規就農者に対して交付した。 H24「人・農地プラン」策定集落1件、新規就農者数1名	H24～	農業振興課
担い手育成支援事業	担い手育成総合支援協議会活動、経営改善・能力向上支援活動、経営法人化のための推進活動、集落営農の組織化・法人化のための活動、経営の多角化・高度化のための活動、ファームサービス事業体の育成のための活動、担い手交流のための活動	H22～ H23年度に地域再生協議会に移行	農業振興課
利用集積事業	農地利用集積円滑化団体（三好市）に白紙委任をして、市内の農業者に対して貸付をした。 H22 5件 12筆 23,195㎡、H23 9件 33筆 19,117㎡	H22～	農業振興課
特産物生産奨励事業	三好やまびこふるさと会が、小規模事業者に代わり販路拡大や宣伝普及を行い年間3回ふるさと小包として会員に特産品を送付する。	H19～ 実施 （H18日井川町・池田町で実施）	商工政策課
三好市バイオマスタウン構想策定	「三好市バイオマスタウン構想策定委員会」を設立し、木質バイオマス利用プロジェクト、廃棄物資源化プロジェクト、三好市菜の花プロジェクト、ヤトロファプロジェクトを軸とした「三好市バイオマスタウン構想」を策定。	H20～	環境課

林業

森林整備地域活動支援事業	森林の適正な整備を行うため、森林施業計画の指導や助言を行い、その施業計画に基づいた施業に対して支援を行う。	H20～H24実施	林業振興課
県単市単独林業振興事業	森林の保全・林業団体の育成のため、高性能機械の導入補助や病害虫等病防除事業を実施	H20～H24実施	林業振興課
県営林道 道整備交付金事業 県単林道事業 森林整備加速化林業飛躍事業（林業専用道）	林道を開設、改良、舗装することにより森林の持つ公益機能の維持増進及び林業の振興に資することができた。	H20～H24施行	農林土木室
森林認証事業	吉野川流域での「緑の循環」ネットワーク（森林から加工流通・建築までを森林認証によるネットワークで結び、地域経済の活性化と持続可能な林業経営を目指す）を立ち上げ、森林認証によるネットワークで結び地域経済の活性化と持続可能な林業経営を目指す取り組みを行っている。この取り組みに対し支援協力を行う。	H20～H24実施	林業振興課
林業振興団体補助事業	林業担い手の育成を促進すると共に、就労者（山林労働者）の労働条件の向上を図るため、団体の事業や取り組みに対して協議や補助金交付を行っている。	H20～H23実施	林業振興課
絆の森整備事業	健康ふれあいの森・黒沢湿原・かずら橋周辺の森林の整備（下刈・枝打ち）を実施	H20～H24実施	林業振興課
みなと森と水ネットワーク事業	東京都港区と協定を結び、三好市から産出された木材および木材製品を港区内の公共施設・民間建築物等で利用	H23実施	林業振興課
ホンシメジ産地化推進事業	きのこの中でも美味しさの点では「ホンシメジ」は一番であり、実用に向けて栽培技術の確立を図る研究を行った。	H20～H23実施	林業振興課
地域木造住宅供給推進事業	三好市内に木造住宅を建築された方で、三好地域産材を使用した住宅を建築した者に1戸あたり50万円の補助金を支給（H20～H24 60戸）	H20～H24実施	林業振興課
奥祖谷二重かずら橋遊歩道整備工事	自然豊かな観光地に自然景観に配慮した木道を整備し、観光客に自然に触れられる場を提供することにより地域の魅力を高め誘客を図る。	H20～H22事業実施	観光課 林業振興課
奥祖谷二重かずら橋バイオマストイレ設置事業	年間約3万人訪れる奥祖谷二重かずら橋・奥祖谷周遊モノレール地内に自然景観に配慮したバイオマストイレを設置。	H20 事業実施	観光課 林業振興課
農山村活性化プロジェクト支援交付金事業	バイオマストイレの設置（池田町佐野）	H20～H23実施	林業振興課

商業

商店会等活性化支援事業	小規模事業者で組織する商業団体の販売促進事業に補助金を交付し、市内で買物することにより商業振興及び市の活性化を図る。 H21 8団体 H22 9団体 H23 7団体	H21～ 実施	商工政策課
-------------	---	---------	-------

工業

企業立地促進奨励金	市民の雇用拡大と市経済の発展による市民生活の向上を目的に市内に企業の立地促進を図るため奨励金を支給する。 （H21 2社、H22 2社、H23 1社）	H19～ 条例施行 H23～ 条例改正	商工政策課
-----------	--	------------------------------	-------

地域性を活かし魅力ある煌めくまち

2 産業の振興
観光の振興

農山村体験型観光事業	山城町で実施してきた農山村暮らしを拡大して、地元住民と連携した様々な体験メニューを造成し、全国より教育旅行の誘致活動を実施。H23年度実績は21校2,810人が来訪。	H18事業実施 H19協議会設立 H23組織の法人化（一社）そらの郷	観光課
観光ウェブサイト制作業務	市内の観光情報を広く全国に発信し、認知度向上と観光誘客を図るため、日本語・英語・中国語（簡体字、繁体字）・韓国語の観光ウェブサイトを構築。	H19日本語版構築 H21英語版構築 H23中国・韓国版構築/携帯・スマホ端末構築	観光課
にし阿波観光圏キャンペーン事業（にし阿波観光圏整備事業）	大都市圏に於いて、大型観光キャンペーンに参加、市内の魅力を広く全国にPRする。 ・東京都庁キャンペーン ・アウトドアフェスティバル ・羽田空港観光キャンペーン ・旅フェア など	H20～H24事業実施	観光課
いけだ阿波おどり事業 平家まつり事業 四国雪合戦事業	イベントの実施により観光客の誘客を図ると共に来訪者に対する観光施設などのPR。	H20～H24事業実施	観光課
にし阿波観光圏整備事業	「歴史や伝説に彩られた日本の原風景の中で過ごす心豊かな時間の創造」をテーマに、官民が連携し地域の観光資源を活かして、魅力溢れる観光圏の整備を図る。	H20 観光圏認定 H20～H24事業実施	観光課
観光地域づくりプラットフォーム支援事業	観光を核とした地域の再生・活性化を図るため、地域の資源を活用した着地型旅行商品の企画・販売等を行うため、市場と地域のワンストップ窓口機能を担う組織の体制作り。	H23組織体制確立（一社）そらの郷	観光課
地方の元気再生事業 古民家再生事業	重伝建である「東祖谷落合地区」に於いて、空き家を改築し古い建物を残しつつ快適な環境をつくり、観光客のニーズにあった滞在施設の整備と体験メニューづくりを実施。	H20～H24事業実施	観光課
三好市観光基本計画の策定	観光をまちづくりの基幹産業と位置づけて、多様化する観光ニーズに対応するため官民協働の観光振興により交流人口の拡大を図り、賑わいと活力のあるまちづくりを進めるため策定した。	H20策定	観光課
観光大使設置要綱の制定	市内の魅力的な観光資源を広く全国に発信し、観光誘客を図るため観光大使設置要綱を制定した。また、観光大使第1号として、芸能人の北山たけし氏を認定。	H23施行	観光課

観光ガイド養成・人材育成事業 （にし阿波観光圏整備事業）	市内の観光資源を活かした観光ガイドの養成および人材育成。 ・いけだ町歩きガイド ・箆蔵寺ミステリーツアーガイド ・加羅歌姫伝説ガイド ・平家伝説ガイド など	H20～H24事業実施	観光課
にし阿波観光圏モニターツアー事業 （にし阿波観光圏整備事業）	大都市圏の旅行会社および一般客を対象として、モニターツアーを実施し観光資源のPRと商品造成を図る。 ・日本の原風景モニターツアー など	H20～H24事業実施	観光課
にし阿波ほろ酔いフェア開催事業 （にし阿波観光圏整備事業）	阿波池田商工会議所が開催する四国酒祭り連携し、誘客促進を図る。 ・四国酒祭り前夜祭の開催 ・地酒を活用したお鍋（お美姫鍋）の開発。	H20～H24事業実施	観光課
観光案内委託業務	三好市観光協会と連携し、阿波池田駅前観光案内所での案内業務および観光情報発信の充実を図る。	H21～H24 委託業務実施	観光課
第三セクター経営コンサルティング事業	アドバイザーを派遣し、第三セクターの健全な施設運営により施設の更なる発展と地域の活性化を図る。	H22～H24 事業実施	観光課
VJC地方連携事業	魅力的な観光資源を広く世界にPRし、訪日外国人観光客の誘致に向けた取り組み。 ・アメリカ・豪州・香港メディア招聘事業 ・香港国際旅行博キャンペーン	H19～H24 事業実施	観光課
阿波踊り三好市役所連業務	いけだ阿波踊りの期間中に市役所連として参加し、市内外からの踊りの参加者を受け入れ、三好市での観光を体験してもらう。 市役所連延参加人数 H21年231人、H22年240人、H23年239人、H24年240人	H20～H24	総務課
東祖谷歴史民俗資料館普及事業	東祖谷歴史民俗資料館の展示資料について、祖谷平家伝説にスポットを当てた展示内容に展示替えを行い、市内の平家伝説にゆかりのある史跡等の魅力向上や集客率の向上を図った。	H23 実施	文化財課
文化伝承保存団体補助事業	伝統文化伝承保存団体の運営補助 （18団体×40,000円）	H20～H24	文化財課
観光施設整備事業	市内の観光施設の維持管理と新たに効果的な施設整備により施設の魅力向上を図る。松尾川温泉、紅葉温泉露天風呂、奥祖谷二重かずら橋公園遊歩道、中上展望所など新たな施設整備。	H20～H24 事業実施	観光課

地域性を活かし魅力ある煌めくまち
3 文化・スポーツ・レクリエーションの振興
文化の振興

文化の振興に関する事業	市内各地域で行われる多様な文化行事との連携により地域文化の醸成を図るほか、優れた芸術に触れる機会の提供や文化団体等への支援を行い、もって三好市における文化の振興を果たすための事業。 三好市民文化祭 三好市人形浄瑠璃公演（H19～） 芸術鑑賞事業（H14～） その他文化の振興に関する事業 ・国民文化祭（H19,H24）関連事業 ・シンポジウム「文化の振興とまちづくり」の開催	H20～24（～H24.6月までは、教育委員会生涯学習課で担当） H20～24 H20～24（年1回開催） H20～24（年間1,2回開催） H24 H24	文化交流推進課
指定文化財保存修理事業	重要文化財の小采家住宅保存修理事業（老朽化に伴う屋根・外壁等の修理）	H21 実施	文化財課
落合伝統的建造物群保存整備事業	保存地区内の特定物件の保存修理事業を行った。 H20～21 長岡家住宅（解体復原修理） H22 野地家、南家（屋根・外壁修理） H24 長岡重久家、柿平家（屋根・外壁修理）	H20～H24 実施	文化財課
指定文化財説明板整備事業	貴重な市内の指定文化財を後世に伝えていくための普及啓発施設の整備として、指定文化財の説明板及び標柱の整備を行った。 H20/重文：箆蔵寺（7基）、県：川人家長屋門、県：東祖谷の社叢群（八幡神社）重文：小采家住宅 H21/国：三嶺・天狗塚ミヤマクマガザサ群落、市：須賀古墳、羽川の仏がん、八ツ石城址、旧真鍋家住宅、西岡家住宅 H22/市：八幡神社祭礼用衣装、御火葬場、阿弥陀如来坐像、後山からくり襷絵 H23/県：大月のオハツキイチョウ、祖谷・三名の含礫片岩、市：池田城城郭並木、武家門、中村家墓所、下久保のエドヒガンザクラ、ダンノミさんのイヌマキ、馬岡新田神社の大杉	H20～H23 実施	文化財課
祖谷の蔓橋架け替え事業	重要な有形民俗文化財「祖谷の蔓橋」の保存並びに伝統的な架け替え技術を維持・継承を図るための架け替え事業を実施した。	H20 実施 H23 実施	文化財課
社会資本整備総合交付金事業	三好市歴史的風致維持向上計画の重点区域において、歴史的風致維持向上施設（県指定有形文化財/阿佐家住宅）の保存整備事業を行うための基本計画及び保存修理事業の一部の実施設計を作成した。 H23 阿佐家住宅主屋保存修理計画（基本計画）の作成 H24 阿佐家住宅主屋板設・解体工事実施設計書の作成（2月完成予定）	H23～24 計画 H24 一部実施	文化財課
三好市指定文化財保存修理事業	貴重な市内の指定文化財を保存・継承していくため、申請団体（保存団体等）に対し、保存修理事業費の一部について補助を行った。 H24 栗枝渡八幡神社祭礼用衣装保管庫の修理、寺野鉦踊用太鼓の修理、大月のチョウウサ用衣装の新調	H24 要綱設置実施	文化財課
交流拠点施設整備事業	文化・交流の推進を図るための拠点施設整備に関する事業。 交流拠点施設整備に関する調査研究事業の実施 交流拠点施設整備基本計画の策定 交流拠点施設整備実施計画の策定 設計者の選定（予定）	H20～24 H21,22 H22,23 H23,24 H24	文化交流推進課

地域伝統芸能映像記録保存事業	H20 山城の鉦踊（粟山・寺野・信正・茂地） H21 下名の百手（熊野神社・両皇神社） H22 西祖谷の神代踊、三好市の獅子舞・獅子太鼓 H23 栗枝渡八幡神社の祭礼		文化財課
文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業（間接事業）	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業を活用し、市内にある貴重な伝統芸能（未指定・指定）を活用した公開事業を観光イベントとタイアップして実施した。併せて後継者の育成が図られた。	H23～H24 実施	文化財課
市指定文化財の指定	H21 西岡家住宅 H22 中村家墓所 H23 下久保のエドヒガンザクラ H24 徳善からくり襷絵 高ノ瀬オオヤマレンゲ群落		文化財課
県指定文化財の指定	H20 選定保存技術者の認定（中山利夫氏）		文化財課
国登録有形文化財の登録	H21 旧三野町役場庁舎 H22 旧川口郵便局局舎及び主屋、百年蔵旧酒蔵、百年蔵煙突 H23 箆蔵寺（高灯籠、仁王門、中門、手水舎）		文化財課
井川町 地区町並み調査事業	伝統的な町並みや建造物が残る井川町 地区の町並み調査を実施。町並み調査に詳しい学識経験者や建築士、の歴史に詳しい地元有識者等による調査委員会が調査を進めており、今後、学術的な価値づけを基にの町並みの魅力の再発見や地域振興につなげる予定。	H23～H24 実施	文化財課
重要文化財防火設備事業	重要文化財木村家住宅防火設備改修	H22 実施	文化財課

地域性を活かし魅力ある煌めくまち 3 文化・スポーツ・レクリエーションの振興 スポーツ・レクリエーションの振興

各スポーツ施設管理運営事業	スポーツ・レクリエーション活動の振興を目的に施設管理の充実を図るため、指定管理者制度の導入や、インターネット予約システムを活用し、利用しやすい環境作りを行なっている。	H20～事業実施	スポーツ健康課
吉野川運動公園トイレ設置事業	スポーツ・レクリエーションに対する関心が高まっていることから、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるような環境づくりや施設の充実に努めるため、男女個別の水洗トイレを設置した。	H24 事業実施	スポーツ健康課
ツールドにし阿波事業 スポーツ少年団指導者の派遣事業	いけだスポーツクラブにおいて、スポーツ少年団指導者を活用したスポーツ教室等を開催。また、平成22年度から自転車王国とくしまツールド・にし阿波の開催補助を行なっている。	H20～ 事業実施	スポーツ健康課
相川グランド休憩所設置事業	スポーツ・レクリエーション活動の振興のため、平成22年度に相川グランドに休憩所を設置。	H24 事業実施 H22 事業実施	スポーツ健康課
スポーツの国際大会等支援事業	オリンピックをはじめ世界大会等に出場する選手に対し、スポーツ競技大会出場激励助の交付を行なっている。	H20～ 事業実施	スポーツ健康課
三好市体育協会支援事業 三好市スポーツ少年団支援事業	三好市体育協会及びスポーツ少年団に対し、活動補助金を交付し、スポーツ活動の推進を図っている。	H20～ 事業実施	スポーツ健康課
各地区体育大会支援事業	身近なスポーツの機会を提供できるよう地域が主体となつて行なう体育大会（運動会）の開催補助を行なっており、H24年度からは、開催地区も増加した。	H20～ 事業実施	スポーツ健康課
三好市スポーツ施設整備基本構想	三好市の社会体育施設の整備について、市全体の将来を見据えた施設整備基本構想を策定。	H24 事業実施	スポーツ健康課
スポーツ指導者の資格取得等派遣事業	スポーツ推進委員、スポーツ少年団指導者などの指導力向上を図るため、各種研修会等への参加を支援している。	H20～ 事業実施	スポーツ健康課
総合型地域スポーツクラブ育成事業	いけだスポーツクラブを基本に各地域での総合型地域スポーツクラブの設置に向けて支援を行なっている。	H19より実施	スポーツ健康課
学校体育施設の開放事業	住民相互の親睦・交流、健康や体力の保持増進につながるよう、生涯にわたって気軽にスポーツに親しむことのできる機会の確保に努めるため、土日・夜間の体育館の貸し出しを行なっている。	H20～ 事業実施	スポーツ健康課

住民参画を基本とした協働のまち 1 コミュニティ活動の推進 住民参画の推進

三好市まちづくり基本条例	住民や民間団体と行政が一体となった協働のまちづくりを推進するため、市民委員会、審議会を設置し、「まちづくり基本条例」を制定した。	H21～H23 策定 H24 施行	企画調整課
文書管理事務	市民が主体的に利用し得るものであることを前提に、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存を図る。 公文書のリスト作成、簿冊整理 年間スケジュールを立て、保存期間に沿った公文書の適正な廃棄、延長処理を行う。	H20～H24	総務課
情報公開事務	行政機関が保有する情報の一層の公開を図り、市民への説明責任を全うし、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で民主的な行政を推進する。 公開請求件数（H20年度12件、H21年度12件、H22年度6件、H23年度6件）	H20～H24	総務課
自治会の振興	三好市行政の円滑な運営並びに地域住民の福祉の向上を図り、市政振興に寄与することを目的とし自治会運営交付金、自治会長報酬を支出した。	H20～24 運営交付金、自治会長報酬支出	地域振興課
集落支援員事業	各総合支所及び本庁に一人ずつ、計6人配置し、集落の問題点の洗い出しや、地域と行政との連絡調整を行っている。	H23 事業開始 H24 実施	地域振興課
地域おこし協力隊事業	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的としている。	H23 事業開始 H24 実施	地域振興課

アドバイザー招へい事業	地域再生を目指す市町村に対し、その課題に応じて各分野での知識やノウハウを有する外部の専門人材（地域再生マネージャー等）を派遣することにより、持続可能な仕組みの構築をサポートすることを目的とする	実施	地域振興課
行政評価システム（市民評価会議）	市の事務事業について市民評価委員による外部評価（「市民評価会議」）を実施・公表することにより、市の透明性を高め、市民の信頼関係や協働関係を深める。	H22.9 導入	行革推進室
行政評価システム	行政評価システムを導入して、施策評価および事務事業評価を実施し、健全で効率的な行財政運営を継続的に行う。	H19 導入	行革推進室
元気なまちづくり奨励金事業	活力ある地域づくりを進め、自主的・継続的にまちづくり活動を行う団体に対して奨励金を支出し、活動を支援した。	H20 3団体助成 H21 3団体助成 H22 3団体助成 H23 4団体助成	地域振興課

住民参画を基本とした協働のまち
1 コミュニティ活動の推進
青年の社会参画の推進

青年の社会参画	青年の社会参画推進施策の検討をH25年度から実施する。	H24～	企画調整課
---------	-----------------------------	------	-------

住民参画を基本とした協働のまち
1 コミュニティ活動の推進
国際化社会の形成

国際交流	姉妹都市からの派遣団の受け入れや、三好市の未来を担う中学生を海外に派遣して国際的視野を広めるとともに、訪問国において各種交流を行い、国際化社会にふさわしい人材を育てることを目的とする。	H20 派遣・受入 H21 派遣・受入 H22 派遣・受入 H23 派遣 H24 派遣・受入	地域振興課
にし阿波観光圏外国語案内看板事業（にし阿波観光圏整備事業）	市内でも外国人が多く訪れる「大歩危・祖谷」に於いて、外国語案内板設置計画及び設置工事の実施。	H20～H21 事業実施	観光課

住民参画を基本とした協働のまち
2 行財政改革の推進
効率的な行財政運営

第1期行財政改革大綱	長期の景気低迷による税収の減少や地場産業の低迷、少子・高齢化や国の三位一体改革の推進、地方分権など、本市を取り巻く環境は大きな変革の時代を迎えています。この時代に対応する行政システムを確立する指針として「第1期行財政改革大綱」を策定した。	H19.3 策定 H18～H21計画	行革推進室
第2期行財政改革大綱	将来に亘って市の運営を持続可能にし、安定した市民サービスを提供するため、行財政改革推進委員会の答申を受けて「第2期行財政改革大綱」を策定した。	H22.9 策定 H22～H25計画	行革推進室
過疎地域自立促進計画策定 辺地に係る公共施設の総合整備計画策定 山村振興計画策定	三好市行財政改革大綱・三好市行財政改革推進計画および三好市財政計画に基づき、健全かつ効率的な行財政運営を図るため、左記計画を策定し事業の推進を図る。	H18～H21 H22～H27 H18～H22 H23～H27 H18～	企画調整課
第1期集中改革プラン	大綱に掲げた重点事項を受け、行財政改革を計画的に実施するための方策を示したもので、危機的な財政状況からの脱却、安定した市民サービスを提供するため、具体的な歳入確保、歳出抑制策に取組んだ。	H19.3 策定 H18～H21計画 財政効果 (計画額) ¥451百万円 (実績額) ¥664百万円	行革推進室
第2期集中改革プラン	大綱に掲げた重点事項を受け、民間委託の推進、定員管理・給与の適正化、人材育成の推進など、行財政改革を計画的に実施する方針を策定した。	H22.9 策定 H22～H25計画 財政効果（H22～H23） (計画額) 793百万円 (実績額) 797百万円	行革推進室
連結ベースでの公会計の整備	H23年度にH22年度決算を基に第三セクター等関連団体を含めた財務諸表を作成、ホームページで公表した。 H21～H22年度 準備 H22 H21年度決算の普通・公営事業・公営企業の三好市全体の財務諸表作成 H23 H22決算の公社・一部事務組合・第三セクターを含めた完成版の財務諸表を作成し、ホームページで公表	H21～H22 準備 H22～ 実施	財政課
定員適正化計画の策定	職員数の適正化を計画的に進めるため、「三好市定員適正化計画」を策定した。	H23 第2次計画策定	人事室
人事評価制度の設計、実施	管理職を対象に、求められる能力要件と役割を定めた評価表に基づき、人事評価を実施している。	H22 管理職試行（能力評価） H23 本格実施	人事室